

議員提出議案第35号

復興予算の適正な執行を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成24年12月17日

提出者

1 番	むらまつ 勝康	2 番	池田 ひさよし
4 番	平田 みつよし	5 番	秋 本 とよえ
6 番	筒 井 孝 尚	7 番	秋 家 聡 明
8 番	小 山 たつや	9 番	く ぼ 洋 子
1 0 番	おりかさ 明実	1 1 番	中 江 秀 夫
1 2 番	渡 辺 キヨ子	1 3 番	出口 よしゆき
1 4 番	黒柳 じょうじ	1 5 番	上 原 ゆみえ
1 6 番	安 西 俊 一	1 7 番	新 村 秀 男
2 0 番	大 高 た く	2 1 番	清 水 忠
2 2 番	工 藤 きくじ	2 5 番	梅 沢 五十六
2 6 番	小 用 進	2 7 番	舟 坂 ちかお
2 8 番	ふ せ 秀 明	2 9 番	上 村 やす子
3 0 番	向 江 すみえ	3 1 番	三小田 准 一
3 2 番	中 村 しんご	3 3 番	斉 藤 初 夫
3 4 番	牛 山 正	3 5 番	荒 井 彰 一
3 6 番	丸 山 銀 一	3 7 番	倉 沢 よう次

葛飾区議会議長 梅 沢 五十六 殿

復興予算の適正な執行を求める意見書

平成 23 年 11 月に可決・成立した国の第 3 次補正予算の 9.2 兆円は、本格的な復興予算と位置付けられている。しかし、復興予算から経済産業省が認定する「国内立地補助金」は、被災地以外に 9 割以上の予算が投入された。また、中央官庁が所管する独立行政法人への支出、被災地以外の合同庁舎の修理や大規模改修等、震災復興と関連性のない事業に支出されているとの指摘がある。不適切な使途は昨年 7 月に策定された「東日本大震災か

らの復興の基本方針」の中で、被災地域の再生や生活の再建と並び、豊かで活力ある日本全体の再生が掲げられていることにより幅広く解釈され、復興予算が被災地へ最優先的に使われていない状況は看過できるものではない。さらには、平成 23 年度の復旧・復興関連予算約 15 兆円のうち、4.8 兆円は繰り越し、1.1 兆円を不要とするなど、被災地の復興、被災者の生活再建を早期に成し遂げようとする思いが見受けられない。

また、復興予算の財源として、平成 25 年 1 月からの所得税増税による国民への直接的な負担増や、平成 26 年からの住民税増税があるが、被災者の命と暮らしを守る事業に最優先に活用するなど、国民の理解を得られるような予算の執行が求められている。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、東日本大震災による津波被災地の復興、被災者の生活の再建がスピード感と現場感覚を持って早期に成し遂げられるよう、下記の事項について強く求めるものである。

記

- 1 これまでに執行された復興予算事業の実態調査を行い、不適切な使途を明らかにすること
- 2 今後の復興予算については、使途を十分に精査し、被災地の復興のための事業を最優先に執行すること
- 3 復興予算のうち被災地以外に活用されるものは、河川の堤防の整備や津波対策、学校の耐震化事業などに限ったものとする

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。